

大阪府下の公共スポーツ施設における障がい者への安全・安心の取り組みの実態と改善策について

213-099 二井 祥汰

1. 研究の背景と目的

病院や福祉施設で中心にリハビリテーションを目的に、医療スポーツとして始まった障がい者スポーツであったが、これを機に在宅障がい者のスポーツへと広がりを見せ、リハビリテーションから競技スポーツ、生涯スポーツへと幅広く発展した^{文1)}。

障がい者スポーツは医学的リハビリテーションの一環として始まり、各種障がい者スポーツのイベントが開催された。障がい者がスポーツに参加する際、障がいの種類や程度に応じて安全面での特別の配慮を必要とする場合がある。このことが、スポーツ指導者やボランティアの障がい者スポーツへの参加や、障がいのある者となない者が共にスポーツ施設を行う上での障壁となっている。

2. 公共スポーツ施設のバリア

障がい者等の施設利用にあたっては、三つのバリア(施設運営・設備・アクセス)を、総合的にバランスよく解消していく必要がある(図1)。設備やアクセスにおけるハード面のバリアについて、人的支援などソフト面での対応により解消を図ることは可能だが、ハード面で解消すべきバリアについて、長期的に人的支援で対応することは、施設運営に過度な負担がかかる^{文2)}。ハード面とソフト面のバランスのとれたバリアフリー化を進め、長期的に安定した施設運営を図ることが望ましい^{文2)}

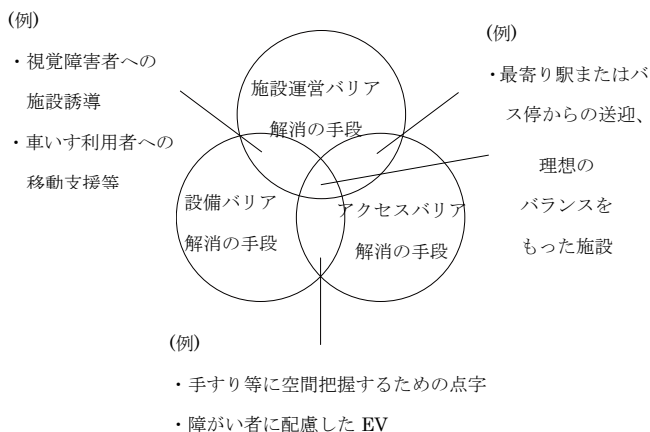


図1 三つのバリアの要素

3. 障がい者施設におけるユニバーサルデザインの実例

ここでは、国際障害者交流センター(2001年)のユニバーサルデザインの事例について紹介する。

(1) 施設運営・アクセス面のバリア解消の手段

最寄り駅から施設まで連続した誘導用点字ブロックが

あるが受付まであり、それ以降は床の仕上げの違いを足の感触により進んでいく。駅から施設までのアプローチにキャノピーが架けられており、雨天時でも傘が不要で段差なく内部まで導かれていく。

(2) 施設運営・設備面のバリア解消の手段

視覚障がい者の中でも点字を理解できる人は20%程度だといわれており、後天的に視覚障がいとなった人にとっては点字だけでは不十分であるため、具体的な形態や文字、大きめのレリーフを用いて理解しやすいように配慮している。トイレは、スライド式の扉の軌跡が描かれており、車いす利用者に配慮している。床のタイルを変えることで、視覚障がい者が足の感触で空間を把握できるようにもなっている。

(3) 設備・アクセス面のバリア解消の手段

施設内のエレベーターは、車いす4台分のスペースを確保している。扉には縦長の窓が設けられており、外から内部の状況が窺える。エレベーターのボタンは2種類あり、手で操作するものと、足で操作するものがある。ボタンが押しやすいよう大きく視認しやすくなっており、扉の開く時間を延長する延長ボタンや聴覚障がい者対応の案内板が備えられている。

4. 障がい者施設とその他の公共体育施設の比較

(1) ハード面の比較(表1)

大阪府下の指定管理制度を導入導しているスポーツ施設(132件)と障がい者スポーツ施設(116件)のバリアフリー設備を調査した。

通路・階段等の施設の割合はおおよそ7割の施設がスロープを設けている。衛生設備は、車いすに対応したトイレがおおよそ7割、オストメイト対応トイレが1割、障がい者に配慮した浴室又はシャワー室がおおよそ3割となっている。受付等のバリアフリー設備で自動ドアを取り入れている施設は多く見られたが、音声誘導を行っている施設はほとんどない。視覚障がい者誘導ブロックはおおよそ8割に設置されている。施設案内板がおおよそ5割、文字情報表示板が1割、車いすの貸し出しはおおよそ6割が行っている。

障害者スポーツ施設では、車いす対応のトイレやEV、誘導ブロック、スロープ、段差の解消など基本的なバリアフリー化を終えている。また、視覚障がい者用の音声設備の自動ドアや案内板、聴覚障がい者に非常時、文字などで危険を伝える設備などの避難安全のバリアフリーが配慮されている

